平成２４年（フ）第１３２４号
堺市東区日置荘田中町189番地11
債務者　西村　徳夫
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３３０号
堺市南区庭代台１丁23番４―308号、前住所堺市南区桃山台１丁３番23―210号
債務者　林　　一恵（旧姓辻林）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３９５号
高知市桜井町２丁目１番１号
債務者　鳴川　美樹
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４３２号
高知市重倉1596番地144
債務者　福家眞知子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４５５号
高知市西秦泉寺433番地　サンサンハイツⅢ201
債務者　山﨑　明行
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４５９号
高知市神田2141番地１　キャメルシード205号
債務者　津野　明子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４７１号
高知県土佐市北地2607番地
債務者　中内　浩之
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４７２号
高知県土佐市北地2607番地
債務者　中内　満子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８０号
北海道小樽市朝里３丁目５番17号
債務者　谷地中玲子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２１６号
北海道苫小牧市もえぎ町２丁目18番２号
債務者　斉藤　　勝
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２号
岩手県二戸市上斗米字上野69番地477、住民票上の住所岩手県二戸市米沢字下村31番地８
債務者　大澤　達美
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第４２号
秋田県能代市字芝童森９番地55
債務者　永山香代子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第１６６号
福島市東浜町10番７号　鈴木ハイツ201号室、従前の住所福島市南矢野目字古屋敷55番地の５　プロニティ21―302号
債務者　佐藤　寿実（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第９８号
福島県いわき市四倉町字西３丁目16番地の６丹野アパート
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１０号
埼玉県東松山市小松原町19番地１　レオパレスマダン105
債務者　新島　　恵（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４３０号
山梨県笛吹市石和町市部1212番地　たかの荘６号
債務者　舘山　敏子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
山梨県甲府市国母３丁目10番２号　レオパレスラ・クレール105号室
債務者　林　　岳央
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係